

年金記録確認四国地方第三者委員会第2部会（第211回） 議事要旨

1 日 時 平成26年12月3日（水）9時30分から11時25分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 堀井部会長、塩田委員、藤目委員、西山委員

（四国支局） 安原支局長

（事務局） 上村事務室長、田中事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等事案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続2事案（全て厚生年金事案）及び新規2事案（全て厚生年金事案）を審議した。

継続2事案については年金記録を訂正する必要があることを決定した。

新規2事案のうち、1事案については年金記録を訂正する必要がある方向で、決定することとなった。残り1事案については更に資料等を収集する必要性が認められたことから、継続して審議を行うこととなった。

(2) 次回は、平成26年12月16日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認四国地方第三者委員会第1部会（第213回） 議事要旨

1 日 時 平成26年12月16日（火） 14時00分から15時40分

2 場 所 年金記録確認四国地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷部会長、吉田委員、吉井委員、大内委員

（四国支局） 安原局長

（事務局） 上村事務室長、藤田事務室次長

4 主な議題

(1) 口頭意見陳述及び陳述事案審議

(2) あっせん文等確認

(3) 申立事案審議

(4) その他

5 会議の経過

(1) 口頭意見陳述要請のあった1事案（国民年金事案）について、申立人から意見聴取した上で委員と申立人が質疑応答を行った後、当該事案について審議し、年金記録を訂正する必要が無いことを決定した。

(2) 持ち回り審議を完了していた4事案（厚生年金事案3件、国民年金事案1件）の決定文を読み上げ、内容を確認した。

(3) 今回部会で、新規3事案（厚生年金事案2件、国民年金事案1件）を審議した。

新規3事案のうち、1事案（厚生年金事案）については年金記録を訂正する必要がある方向で、2事案（厚生年金事案1件、国民年金事案1件）については年金記録を訂正する必要がない方向で、それぞれ決定することとなった。

(4) 次回は、平成27年1月8日（木）14時00分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
後日修正の可能性あり 〕